

鉄道労連優先の労務政策 新たな合理化を許すな

十月十五日、JR千葉支社で動労千葉の基本要求に関する申し入れ（申二号）、京葉線開業に併う合理化、諸施策に関わる解説要求（申三号）に対する団交が開催された。

会社側の回答は、いずれも木で鼻をくくったような回答であり、動労千葉は、まず、誠意ある団交のあり方をめぐつて当局を追及した。

そもそも、労働条件の変更があつた場合、当局は、すみやかにその労働条件を明らかにし、団体交渉でその内容を提示すべきなのである。しかし、当局はそれすらも否定し、本年三月ダイ改時には、鉄道労連が妥結し、Bダイヤを提示するといつた全くふざけた対応に終始したのである。

そして、今回の団交時においても、十二月ダイ改一月半前というおしまつた時期にもかかわらず「A・Bダイヤはまだ精査できない」として明らかにしないのである。また、文書解答からもわかるとおり、A・Bダイヤを提示したとしても「関係社員に徹底する」といつて組合を全く無視する回答なのである。

今次「六三・十二京葉線暫定開業」に併うダイ改は、①構内運転士を「暫定免許」なるもので運転士の資格のない者に構内運転作業を行わせる。②構内運転士に検修業務を行わせる、兼掌化などの合理化攻撃がしかけられている。

そもそも、構内運転士は高令者対策としての職種である。それを、運転士の資格のない者にてんこを狙つていているのである。断じて許せない。

全支部でスト体制を確立し、新たな合理化粉碎へ！

全支部、営業協議会でスト体制を！

動労千葉申3号に対する当局の不誠実な回答又は見解

申し入れ事項	回答又は見解
1. A・B運用について、すみやかに提示すること。	精査でき次第関係社員に周知徹底をはかる。
2. 構内関係の作業ダイヤをすみやかに提示すること。	限定免許取得者等は定められた構内における運転操縦が可能である。
3. 検修の限定免許および正規に発令されていない者による構内運転は絶対に行わないこと。	職制の定めにより業務を行うこととなる。
4. 検修業務については、「職制」に定める検修職の専門の要員を配置すること。	B運用については、精査でき次第関係者に周知徹底を図る。また要員については業務量に見合った体制としたものである。
5. 構内運転士を本線乗務させるような要員配置は行わないこと。	要員については業務量に見合った体制としたものである。
6. 津田沼運転区のB運用をすみやかに提示するとともに、指導、技術、事務の要員削減計画を中止すること。	101系電車の103系化に伴い基準運転時分を見直したものである。
7. 習志野電車区の転削、誘導の要員削減計画を中止すること。	すでに説明した内容で実施していかたい。
8. 京葉運転区の交番係は、一徹体制を確保する。	勤務種別の適用については、作業実態等考慮するなかで指定するものである。
9. 基準運転時分、設定時分は現行通りとし、スピードアップ計画は中止すること。	勤務種別の指定は業務実態を勘案し、就業規則に基づいて実施する。
10. 幕張電車区の外注業務を直営化することに関して、業務量および要員計画を明らかにすること。	勤務種別の指定は業務実態を勘案し、就業規則に基づいて実施する。
11. 直営売店については、長時間にわたる勤務種別の指定は行わないこと。	勤務種別の指定は業務実態を勘案し、就業規則に基づいて実施する。
12. 隔日交代（1種）2形の勤務指定は行わないこと。	勤務種別の指定は業務実態を勘案し、就業規則に基づいて実施する。

全組合員と家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！

日刊動労千葉
京葉線暫定開業で団交

1988.10.21
No.2911

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五六（公衆）〇四七二二二七〇七